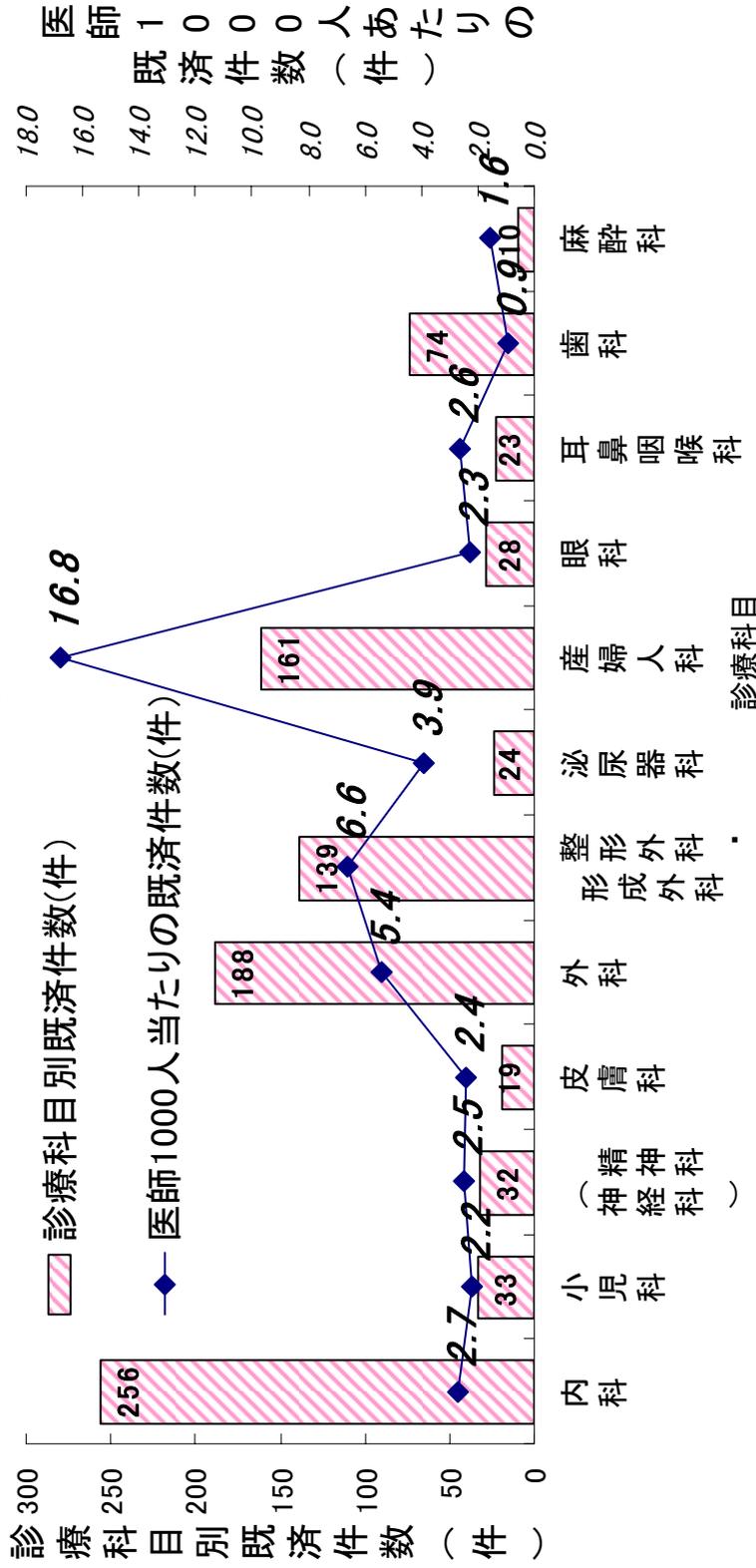


医事関係訴訟事件の診療科目別既済件数

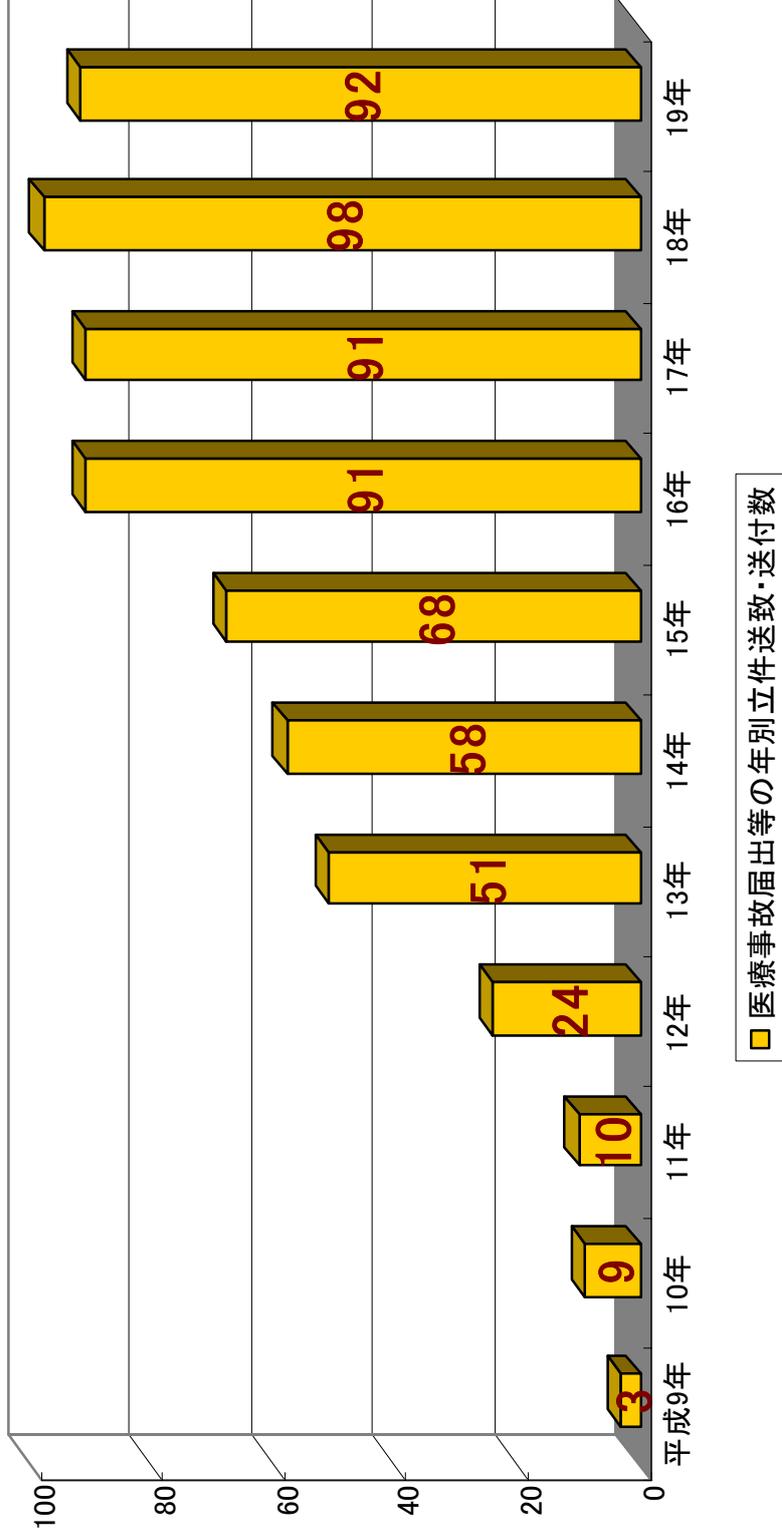
(平成18年)



内科・外科等に、それぞれ消化器科(胃腸科)等の近接した診療科を含んだ場合の医師1000人あたりの既済件数である。

- 注) 1 既済件数については、最高裁判所ウェブサイトによる。複数科目に該当する場合は、そのうちの主要な一科目に計上している。
 2 各科の医師数については、平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査における医療施設に従事する医師の主たる診療科に基づき、以下のように算出している。
 ・内科については、内科、呼吸器科、消化器科(胃腸科)、循環器科の医師数を合計
 ・精神科(神経科)については、精神科、神経科の医師数を合計
 ・外科については、外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、こう門科、気管食道科、リハビリテーション科(理学診療科)の医師数を合計
 ・整形・形成外科については、整形外科、形成外科、美容外科の医師数を合計
 ・泌尿器科については、泌尿器科、性病科の医師数を合計
 ・歯科については、歯科、口腔外科の歯科医師数を合計
 3 医師1000人当たりの既済件数は、医師数に基づいて、厚生労働省において算出したものである。

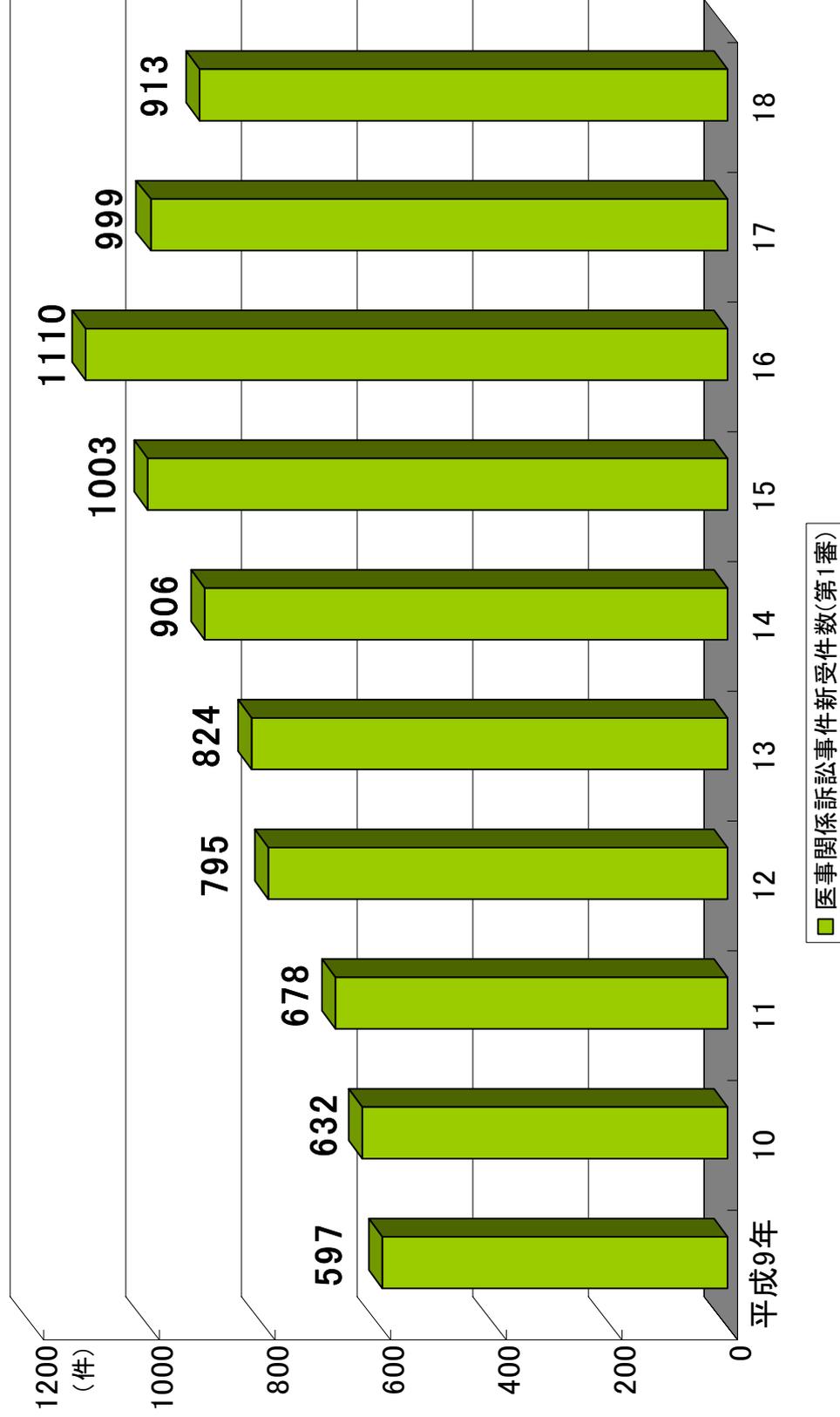
医療事故関係届出等(※1)の 年別立件送致・送付数(※2)



※1 「医療事故関係届出等」とは、警察において捜査を開始した件数を指す。
 ※2 「年別立件送致・送付数」とは、平成9年以降、届出等の年にかかわらず、その年に立件送致・送付した件数を示す。
 なお、この件数は、平成9年以降に把握したものに対する数を示しており、平成8年以前に把握したものに対する数は計上されていない。

～ 警察庁刑事局捜査第一課資料
 (平成20年3月10日現在)より～

医事関係訴訟の年次推移(民事)



〔○ 平成16年までの数値は、各裁判所からの報告に基づいたものであり、概数である。〕

(注 数値は最高裁判所ウェブサイトより)